

「京都府障害者・障害児総合計画」の中間見直しについて

令和 8 年 7 月
健康福祉部

1 計画の性格

京都府障害者基本計画の実施計画としての位置付けであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、児童福祉法に基づく法定計画

2 趣旨

現行の障害福祉計画・障害児福祉計画（令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月の 3 箇年）の期間満了に伴う改定

国の障害福祉計画・障害児福祉計画との整合を図りつつ、府としての計画を策定

3 計画期間

令和 9 年 4 月～令和 12 年 3 月（3 年間）

4 策定のスケジュール案

令和 8 年 4 月	計画に係る国指針改定
7 月	京都府障害者施策推進協議会での議論
8 月	成果目標・活動指標・サービス見込量等の検討開始 京都府障害者福祉に関する調査開始
9 月	府議会への概要報告
10・11 月	京都府障害者施策推進協議会での議論
12 月	府議会への中間案報告 パブリックコメント（～令和 9 年 1 月）
令和 9 年 2 月	京都府障害者施策推進協議会での議論
3 月	府議会への最終案報告